

小樽市ケアマネジメント に関する基本方針

令和8年2月 令和7年度小樽市居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所集団指導

小樽市ケアマネジメントに関する基本方針

個々のケアマネジャーの基礎資格や経験等のみに頼らない、すべての介護支援専門員の**共通となる基本的考え方**を示しています。

小樽市ケアマネジメントに関する基本方針

はじめに

介護保険制度におけるケアマネジメントは、介護保険法に掲げる基本理念を踏まえ、本人・家族や環境等に働きかけながら適切なサービスの調整を図り、利用者自身が自立した生活を送れるよう支援する一連の過程として位置付けられています。

具体的には、居宅介護支援や介護予防支援、総合事業における介護予防ケアマネジメント等の業務が当てはまりますが、こうしたケアマネジメントの質は、個々のケアマネジャーの資質(基礎資格や経験等)によって異なることから、ケアマネジメント実施において一定の質を維持し、また、向上を図るためには、個々のケアマネジャーがケアマネジメントを実施するための指標となる方針を示すことが求められています。

そこで、小樽市におけるケアマネジメントの実施について、指標となるケアマネジメントの基本事項を示す「小樽市ケアマネジメントに関する基本方針」を策定し、本市(保険者)とケアマネジャー双方が共有することにより、ケアマネジメントの適正な実施に資するよう示すものです。

1. 基本理念

1. 介護保険法の基本理念

介護保険法(以下「法」という。)においては、「自立した生活への支援」を行うための理念として、次のことが示されています。

(1) 尊厳の保持(法第1条)

要介護者等の存在そのものに価値があることを認識して、身体的自立が困難である場合においても、その尊厳を支え、可能な限り本人の主体性を重んじ、本人自身の存在感を高めるような支援、又はそう感じられるような支援を行う。

(2) 自己決定の支援(法第2条)

利用者の選択に基づいてサービスが提供されることを踏まえ、本人の自己決定ができるよう支援を行う。

(3) 要介護状態の軽減又は悪化の防止(法第2条)

介護保険は、現在の生活課題について対処するための単なるサービス提供システムではなく、要介護状態の軽減又は悪化の防止を踏まえたサービス提供等の支援を行う。

(4) 医療との連携(法第2条)

身体面、精神面の健康維持や社会的側面からのリハビリテーションを踏まえた支援は、QOL(生活の質)の向上を図るために重要であることから、サービスの提供においては、かかりつけ医等、医療との連携を図る。

小樽市ホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200221/>

居宅介護支援(介護予防支援)における基本的考え方

① 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

在宅での生活を
基本におく

② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、(利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために)適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

個別性をしっかりと
把握する

多様なニーズへの
対応
チームアプローチ

居宅介護支援(介護予防支援)における基本的考え方

③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等(指定介護予防サービス等)が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等(介護予防サービス事業者等)に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

× 利用者のために
○ 利用者の立場に立つ

抱え込み防止

④ 市町村、地域包括支援センター、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者(、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者)等との連携に努めなければならない。

多様な生活ニーズに
様々な資源を結びつけて
課題の解決に向けて調
整する

居宅介護支援(介護予防支援)における基本的考え方

⑤ 要介護状態の軽減又は悪化の防止(利用者の介護予防)に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

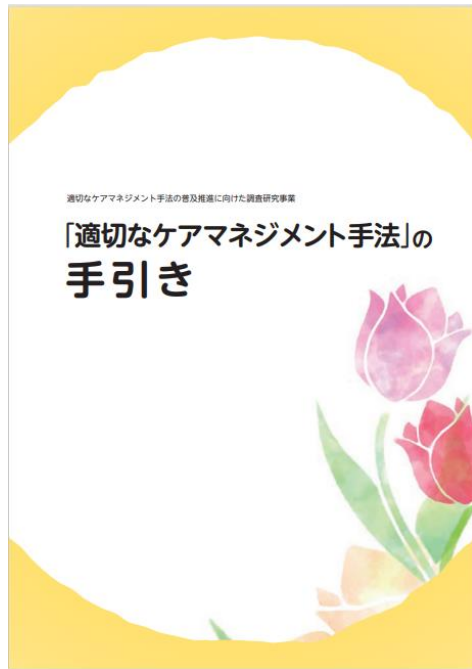
医療やリハビリテーション等の視点

⑥ 自らその提供する指定居宅介護支援(指定介護予防支援)の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

スーパーバイズ
PDCAの機能

「適切なケアマネジメント手法」の手引き

利用者の尊厳を保持し、生活の継続を支えるケアマネジメントの実践にあたり、これまでの介護支援専門員が培ってきた知見の中で**共通化できる知見に着目し、それを体系化**したもの。



(株) 日本総合研究所のホームページ
ホームページよりダウンロードできます。
[https://www.jri.co.jp/service/special/
content11/corner113/caremanageme
nt/08/](https://www.jri.co.jp/service/special/content11/corner113/caremanagement/08/)

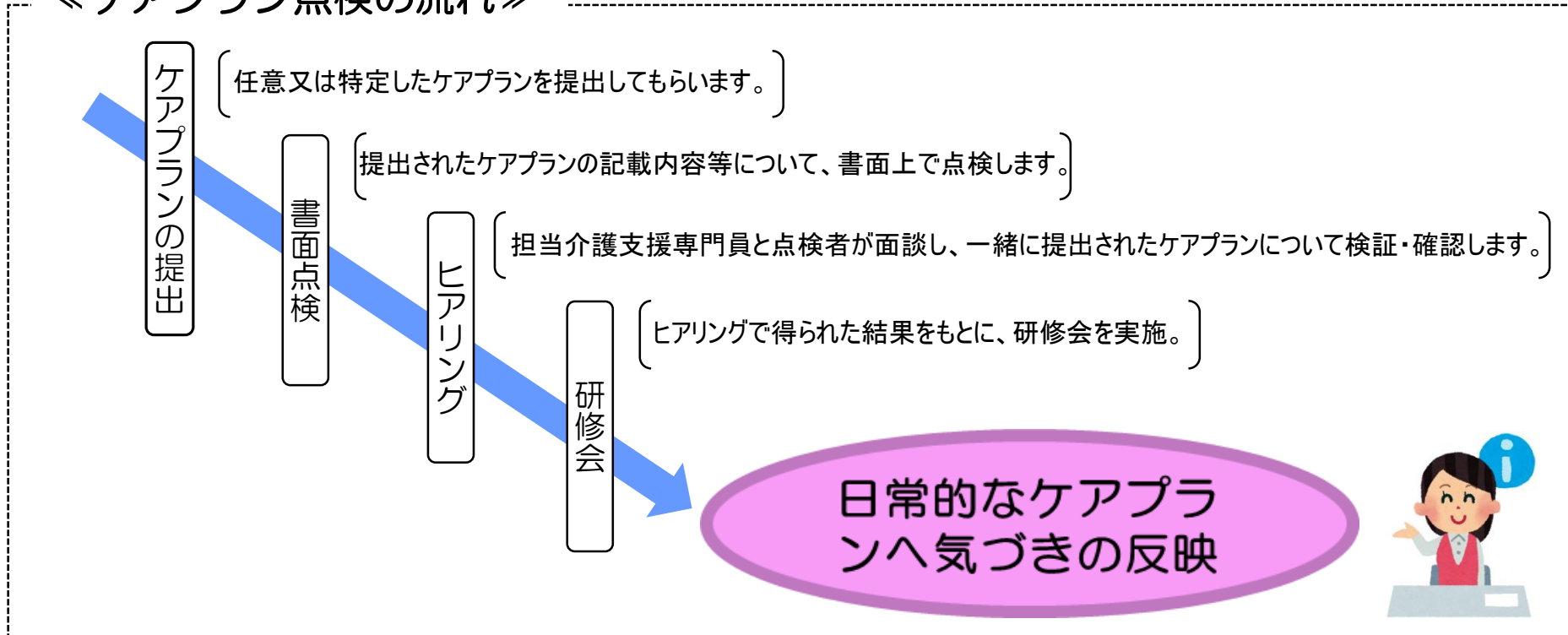
ケアプラン点検

令和8年2月 令和7年度小樽市居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所集団指導

ケアプラン点検の流れ

小樽市では平成28年度から介護給付適正化事業として実施し、「自立支援に資するケアプランになっているか」を点検の軸にして、点検者が介護支援専門員と一緒に様々な視点からケアプランを検証しています。

《ケアプラン点検の流れ》



ケアプラン点検を受けて

◆点検を受けた介護支援専門員

- ◎点検を受けたケアプランについて、見直す ➡ 必要に応じて変更
- ◎点検を受けたケアプラン以外についても、見直す ➡ 必要に応じて変更
- ◎点検者とのやりとりで得た気づきやアドバイスを事業所内で共有 ➡ 事例検討会、研修など

◆事業所内の他の介護支援専門員

- ◎気づきやアドバイスの共有を受けて、ケアプランを見直す ➡ 必要に応じて変更

事業所内で情報を共有し、事業所としてケアマネジメントの質の向上を目指してください。

令和7年度ケアプラン点検の総評①

(1) ケアマネジメントプロセス

- ・記載されている以外のこともヒアリングでは話せていたので、これらの判断の根拠となった客観的事実やケアマネジャーの判断等についても、経過記録に記載した方がよい。
- ・住宅改修を実施した後の利用状況や効果確認についての意識が弱い。改修後の活用状況を継続的に把握することが大事。

(2) アセスメント

- ・身体状況や疾患の予後予想等、ケアプランを考える上で前提となりうる医療的な部分の把握について、数値や時系列経過まで押さえられていないものがあったので、可能な限り把握していただきたい。

(3) ケアプラン

- ・ケアプランの目標設定の際に多職種への協力を求める意識が弱い。各サービス事業所の評価も踏まえての目標設定を意識してもらいたい。
- ・その利用者独自の目標といえるよう個別化を目指したケアプランを作成してもらいたい。

令和7年度ケアプラン点検の総評②

(4) 連携

- ・医療機関との連携について、ケアマネジャーによってばらつきが大きい。特に、認知症事例については、専門医への相談等も意識するとよい。

(5) リハビリ

- ・通所リハビリテーション・通所介護等にリハビリ職が所属していても、通所先での動きを重視したリハビリを実施している場面が多い。ケアマネジャーからも家庭訪問等を依頼するなど、自宅生活を反映させたリハビリ内容の検討が望ましい。

業務継続計画 (BCP)

令和8年2月 令和7年度小樽市居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所集団指導

業務継続計画（BCP）

※令和6年4月1日から義務化！！

【居宅介護支援事業／基準第19条の2、介護予防支援事業／基準第18条の2】

指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）は、**感染症や非常災害の発生時**において、利用者に対する指定居宅介護支援（指定介護予防支援）の提供を**継続的に実施する**ための、及び**非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）**を策定し、**当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。**

2 指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）は、**介護支援専門員（担当職員）に対し、業務継続計画について周知する**とともに、**必要な研修及び訓練を定期的に実施**しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）は、**定期的に業務継続計画の見直し**を行い、**必要に応じて業務継続計画の変更**を行うものとする。

業務継続計画（BCP）の策定の留意事項

業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。

運営指導では
これら項目について
確認します！

感染症に係る業務継続計画

- 1 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- 2 初動対応
- 3 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

災害に係る業務継続計画

- 1 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- 2 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- 3 他施設及び地域との連携

想定される災害等は地域によって異なるため、この他の項目については実態に応じて設定すること。

研修の留意事項

研修・訓練（シミュレーション）は、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい

- ・研修の内容は、**感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。**
- ・職員教育を組織的に浸透させていくために、**定期的（年1回以上(入所系は年2回以上※1))な教育（研修）を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。**
- ・**研修の実施内容について記録すること。**

(感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。)

※1 入所系とは、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護。

訓練（シミュレーション）の留意事項

- ・ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、**業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上(入所系は年2回以上※2)）に実施するものとする。**
- ・ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

（感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。）

※2 入所系とは、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護。



業務継続計画（BCP）

◆厚生労働省

「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」

「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」

厚生労働省ホームページからダウンロード

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

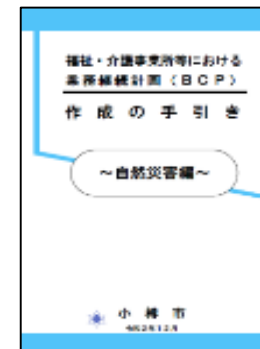


◆小樽市

「福祉・介護事業所等における業務継続計画（BCP）作成の手引き」

小樽市ホームページからダウンロード

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2021020900017/>



ケアプランデータ連携システム



令和8年2月 令和7年度小樽市居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所集団指導

ケアプランデータ連携システム

介護現場の業務負担軽減と業務効率化を目的として、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所とのケアプランのやりとりを、オンラインで完結できる仕組みです。厚生労働省推奨のもと、国民健康保険中央会が構築・運用しています。

システムを導入すると…

計画書(第1表、第2表)や提供票データ(第6表、第7表)など、今までFAXや郵送などでやりとりしていた書類が、システム上でデータのやりとりができるようになり、業務負担軽減に繋がります。

事業所間の請求情報の不一致に繋がりがねない記載ミスや、システム上で未然に防ぐことができるようになり、業務効率化に繋がります。

システムの導入につきましては、ケアプランデータ連携システムサポートデスクサポートサイトのホームページを御覧ください。重要なお知らせや動画などが掲載されています。

<https://www.careplan-renkei-support.jp/>